

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

隠岐の島町長 池田高世偉

市町村名 (市町村コード)	隠岐の島町 (325287)	
地域名 (地域内農業集落名)	都万 ^① 地区 (歌木)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月12日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区の品目は水稻が主体で、一人の認定農業者が区域内の9割を耕作しているが、高齢であり後継者はいない。残りは兼業農家が多少耕作しているが、いずれも高齢で後継者はいない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当面は一人の認定農業者が耕作を継続するが、後継者をどうするか継続して話し合いが必要であり、地区外の担い手に入ってもらうことが必要。
その場合、水稻にこだわらず牧草などの作付けも視野に入れる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	9.97 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	7.02 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

中山間地域等直接支払制度対象農用地の区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
位置付けられた担い手で耕作を継続する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
特記事項なし。
(3)基盤整備事業への取組方針
特記事項なし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
担い手が高齢であるため、後継者の話し合いを継続する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特記事項なし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--